

令和8年度 福岡市社会教育委員会議 次第

日時 令和8年5月29日（金）午前10時00分～

場所 福岡市役所議会棟7階 第1・2応接室

1 開 会

2 委員の紹介

3 議 題

（1）令和8年度社会教育関係団体補助金について

4 報 告

（1）提言を踏まえた主な取り組み

- ①福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」
- ②社会教育士とのつながりづくりについて
- ③社会教育関係職員研修
- ④共に学ぶ地域講座づくり研修
- ⑤地域コミュニティ施策に関するeラーニング（生涯学習）
- ⑥公民館や市民センターの利用状況

（2）令和8年度指定都市社会教育委員連絡協議会

5 閉 会

【配布資料】

委員名簿、福岡市社会教育委員会議運営要綱

議題（1）資料 令和8年度社会教育関係団体補助金について

報告（1）①資料 福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」

報告（1）②資料 社会教育士とのつながりづくりについて

報告（1）③資料 令和7年度 社会教育関係職員研修

報告（1）④資料 共に学ぶ地域講座づくり研修

～障がいの有無にかかわらず参加できる学びの場を目指して～

報告（1）⑤資料 令和7年度「地域コミュニティ施策に関するeラーニング」（生涯学習）

報告（1）⑥資料 公民館や市民センターの利用状況について

報告（2）令和8年度指定都市社会教育委員連絡協議会

参考資料① ◎社会教育委員会議の提言～あらゆる学びの支援のために～

参考資料② [提言]福岡市の生涯学習ビジョン～あらゆる学びの支援のために～

福岡市社会教育委員名簿

任期：令和6年9月1日～令和8年8月31日

委嘱区分	氏名	役職名
学校教育関係者	石松 あゆみ	福岡市立弥永西小学校 校長
	副島 裕妃子	福岡市立原中学校 校長
社会教育関係者	中島 瑞恵	福岡市七区男女共同参画協議会 代表
	(欠員)	福岡市PTA協議会
	長 ハル	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会（ふくふくクラブ福岡） 副会長
	南 幸盛	福岡市公民館館長会 会長
	田中 真理子	部落解放同盟福岡市協議会 執行委員
	志村 宗恭	福岡文化連盟 理事
	齋藤 光子	福岡市スポーツ推進審議会 委員
	上村 篤子	福岡市学校図書館よみきかせボランティアネットワーク 代表
	下山 いわ子	社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会 理事長
家庭教育関係者	田中 佳子	不登校サポートネット 理事
	大西 良	特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡 代表理事
学識経験者	田原 香代子	福岡市議会 議員
	坂口 よしまさ	福岡市議会 議員
	古市 勝也	九州共立大学 名誉教授
	圓入 智仁	中村学園大学教育学部 教授
	添田 祥史	福岡大学人文学部 教授
	植上 一希	福岡大学人文学部 教授
	小田原 耕一郎	中村学園大学付属おひさま保育園 園長

福岡市社会教育委員会会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱に定めのない事項に関し、福岡市社会教育委員会会議（以下「社会教育委員会会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第2条 社会教育委員会会議に議長及び副議長を置き、議長は委員の互選により、副議長は議長の指名によりこれを定める。

2 議長は、社会教育委員会会議を代表し、会務を総理する。

3 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 社会教育委員会会議は、教育長が招集する。

2 福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱第7条第7号の規定により、当該委員の直接の利害関係のある議事については、参加することとはできない。ただし、議長が認めた場合は、この限りではない。

（会議資料の事前配付）

第4条 会議の資料は、原則として会議開催日前に配付するものとする。

（会議の傍聴）

第5条 福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱第7条第3号の規定により、会議の傍聴に係る手続き、傍聴する者が遵守すべき事項、その他必要な事項については、別に定める。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、社会教育委員会会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

議題 令和8年度社会教育関係団体補助金について

1 議題の理由

社会教育法第13条の規定により、社会教育関係団体への補助金の交付に当たっては、同団体に対する地方公共団体の干渉などを防ぐために、あらかじめ地方公共団体においては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴く必要があることによる。

社会教育法（抄）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ国にあつては文部科学大臣が審議会等（略）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

2 補助金交付の手続き

社会教育団体の事業計画に基づく補助申請について、補助金交付要綱の規定により審査して交付決定をしている。

3 補助金名称

- （1）福岡市PTA協議会事業補助金 （ 2～ 9 ページ）
- （2）福岡市立高等学校PTA連合会事業補助金（10～17 ページ）
- （3）人権啓発地域推進事業補助金 （18～31 ページ）

補助金名	福岡市PTA協議会事業補助金
団体名	福岡市PTA協議会
団体の概要	市内小・中・特別支援学校PTA215団体を統轄する団体。 児童生徒の健全育成を目的とする。
会員数等 (概 数)	約 105,000人
役員の構成	保護者の代表（9人）
令和8年度予算額 (令和7年度予算額)	1,500千円 (1,500千円)
対象事業	・PTA活動に関する研修・学習事業 ・PTA活動に関する調査研究事業 ・PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報事業 ・各種研究大会参加事業
補助の内容	・単位PTA役員、会員を参加対象とした研修会開催経費 PTA啓発研修会（啓発研修、特別支援教育啓発研修） 会長担当副会長合同研修会 ・広報紙「ふよう」の発行経費（年2回） ・市PTA協議会ホームページによる広報、啓発経費
担当課	教育委員会人権・同和教育課

福岡市PTA協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市PTA協議会に対して補助を行うことにより、福岡市PTA協議会の効果的な活動の推進を図り、福岡市立小・中・特別支援学校の児童生徒の健全育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与することを目的とする。

(対象要件)

第2条 補助金の交付を受けるためには、次に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 本市の市税を滞納していないこと

(補助対象事業)

第3条 この要綱において、補助対象事業とは、福岡市PTA協議会が実施する次の各号に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）をいう。

- (1) PTA活動に関する研修・学習事業
- (2) PTA活動に関する調査研究事業
- (3) PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報事業
- (4) 各種研究大会参加事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 報償費 | 事業実施に必要な指導者への謝礼等 |
| (2) 旅費 | 事業実施に必要な旅費等 |
| (3) 印刷消耗品費 | 事業実施に要する印刷消耗品費 |
| (4) 役務費 | 事業実施に要する通信運搬費、手数料及び保険料 |
| (5) 委託料 | 事業実施に要する委託料 |
| (6) 使用料及び賃借料 | 事業実施に要する会場・用具等借り上げ料 |
| (7) 負担金 | 事業実施に必要な参加者負担金等 |
| (8) 研修費 | 事業実施に必要な研修費 |
| (9) 会議費 | 事業実施に必要な会議費 |

(補助金の交付申請)

第5条 福岡市PTA協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 団体規約・役員名簿
- (4) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内で定める。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、事業補助金交付決定通知書を福岡市PTA協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、福岡市PTA協議会の請求に基づき、補助金を交付する。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた福岡市PTA協議会は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 補助事業の経過または成果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市PTA協議会に通知するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた福岡市PTA協議会が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の内容またはこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分または命令に違反したときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第12条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提供を求めることができる。

(規則との関係)

第 13 条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則
(昭和 44 年規則第 35 号) に定めるところによる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 11 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期 限)

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日まで有効とする。

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日まで有効とする。

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日まで有効とする。

別紙 1

福岡市PTA協議会

令和8年度 補助対象となる事業計画書

事業区分	事業名称	事業目的	開催時期/会場等	事業内容
研修事業	UP!PTA 啓発研修会Ⅰ	生涯学習の視点に立った研修活動を推進し、会員の資質向上に努める。	令和8年11月30日 あいれふホール	各単位PTA役員等を対象とし、外部講師を招聘した講演等。
	UP!PTA 啓発研修会Ⅱ	特別支援教育への理解を深めるとともに、特別支援学校PTAと小・中学校PTAとの相互理解と交流を図る。	令和8年12月19日 アミカスホール	各単位PTA会員等を対象とし、外部講師を招聘した講演等。 (運営主管は特別支援学校PTA連合会)
	会長・担当副会長 合同研修会	全市のPTA会長・担当副会長が一堂に会し、喫緊の課題についての学習や交流を深める。	令和8年7月11日 天神ビル会議室	各単位PTA会長・担当副会長を対象に講師を招聘した講演、交流。
広報事業	広報紙「ふよう」等の発行	PTA会員に情報を提供し、PTA活動の活性化を図る。	「ふよう」 151号 9月発行, 152号 2月発行, 理事会日より各月発行 市P事業ポスター6月発行	広報委員会を中心に市PTA協議会活動に即した企画・取材編集活動を行い、広報紙を発行する。
	ホームページの運営	PTA協議会の組織、活動の状況をタイムリーに広く発信してPTA活動の幅広い理解と共感を図る。	随時更新	ホームページを開設し内容の充実随時更新を進める。
	広報委員会	会員に対し、本協議会の活動状況や情報を提供する。	会議：月2回程度 取材：随時	取材活動を積極的に行い、広報紙「ふよう」を年2回発行する。

別紙 2

福岡市PTA協議会

令和8年度 補助対象事業 収支計画書

収入

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
福岡市補助金	1,500,000	
福岡市PTA協議会資金	1,670,000	単位PTAからの会費収入の一部
計	3,170,000	

支出

区分	事業名称	金 額	内 訳		備 考
研 修 事 業	UP！PTA！啓発研修会Ⅰ	600,000	講師謝金	300,000	
			会場費	20,000	
			交通費	50,000	
			印消費	20,000	
			諸経費	210,000	
	UP！PTA！啓発研修会Ⅱ	600,000	講師謝金	300,000	
			会場費	20,000	
			交通費	50,000	
			印消費	20,000	
			諸経費	210,000	
	会長・担当副会長合同研修会	200,000	講師謝金	0	講師は、本会会長を予定
			会場費	150,000	
			交通費	20,000	
			印消費	10,000	
			諸経費	20,000	
広 報 事 業	広報紙「ふよう」 理事会だよりの発行	1,175,000	印刷費	1,175,000	ふようは会員配布 理事会だよりは各単位P T Aに配布 毎月発行
	ホームページ の運営	325,000	委託費	325,000	ホームページ管理 300千円（25千円×12月） 年間管理費 25千円
	広報委員会	270,000	活動費	150,000	
			交通費	100,000	
			諸経費	20,000	
	計		3,170,000	補助対象経費 （諸経費、活動費は 補助対象外）	2,560,000

令和7年度 補助対象となる事業報告書

福岡市PTA協議会

事業区分	事業名称	事業目的	開催時期/会場等	テーマ・講師等	事業内容
研修事業	特別支援教育啓発研修会	特別支援教育への理解を深めるとともに、特別支援学校PTAと小・中学校PTAとの相互理解と交流を図る。	開催方法：対面 開催日：令和7年9月19日 会場：東市民センターなみきホール 入場者数：100人	演題：「絆（きずな）」でつなぐ心と心 ～道下 美里選手（パラスリート）との出会いを通して～ 講師：堀内 規生 氏	各単位PTA会員等を対象とし、外部講師を招聘した講演等。 (運営主管は特別支援学校PTA連合会)
	PTA啓発研修大会	生涯学習の視点に立った研修活動を推進し、会員の資質向上に努める。	開催方法：対面 開催日：令和7年11月27日 会場：東市民センターなみきホール 入場者数：332人	演題：「人を育てて、自分を育てる」 講師：和田 毅氏（元プロ野球選手） 司会：むなかつたん あらた氏（タレント）	各単位PTA役員等を対象とし、外部講師を招聘した講演等。
	会長・担当副会長合同研修会	全市のPTA会長・担当副会長が一堂に会し、喫緊の課題についての学習や交流を深める。	開催方法：対面 開催日：令和7年6月28日 会場：天神ビル会議室 入場者数：130人	テーマ：「UP!PTA! I」 グループディスカッション 講師：榊 淳英 氏（福岡市PTA協議会 会長）	各単位PTA会長・担当副会長を対象に講師を招聘した講演、交流。
広報事業	広報紙「ふよう」等の発行	PTA会員に情報を提供し、PTA活動の活性化を図る。	148号 7月発行, 149号 12月発行, 150号 3月発刊 「理事会だより」各月発行（ホームページに掲載）		広報委員会を中心に市PTA協議会活動に即した企画・取材編集活動を行い、広報紙を発行する。
	ホームページの運営	PTA協議会の組織、活動の状況をタイムリーに広く発信してPTA活動の幅広い理解と共感を図る。	随時更新		ホームページを開設し内容の充実随時更新を進める。
	広報委員会	会員に対し、本協議会の活動状況や情報を提供する。	会議：月2回程度 取材：随時		取材活動を積極的に行い、広報紙「ふよう」を年3回発行する。

令和7年度 補助事業収支決算書

(単位:円)

		予算			決算				
項目		収入			収入				
		金額	備考		金額	備考			
福岡市補助金		1,500,000			1,500,000				
福岡市PTA協議会資金		2,925,000			1,941,721				
計		4,425,000			3,441,721				
項目		支出			支出				
区分	事業名称	金額	内訳		金額	内訳			
研修事業	特別支援教育啓発研修大会	750,000	講師謝金	300,000	229,921	講師謝金	151,000		
			会場費	20,000		会場費	0		
			交通費	50,000		交通費	31,000		
			印消費	20,000		印消費	710		
			諸経費	360,000		諸経費	47,211		
	PTA啓発研修大会	750,000	講師謝金	300,000	779,050	講師謝金	747,850		
			会場費	20,000		会場費	0		
			交通費	50,000		交通費	18,000		
			印消費	20,000		印消費	0		
			諸経費	360,000		諸経費	13,200		
	会長担当副会長合同研修会	700,000	講師謝金	80,000	134,050	講師謝金	0		
			会場費	180,000		会場費	105,050		
			交通費	20,000		交通費	29,000		
			印消費	10,000		印消費	0		
			諸経費	410,000		諸経費	0		
広報事業	広報紙「ふよう」等の発行	1,675,000	印刷費	1,675,000	1,877,700	印刷費	1,877,700		
	ホームページの運営	325,000	委託費	325,000	300,000	委託費	300,000		
	広報委員会	225,000	活動費	85,000	121,000	活動費	85,000		
			交通費	120,000		交通費	36,000		
			諸経費	20,000		諸経費	0		
計		4,425,000	補助対象経費 (諸経費、活動費は補助対象外)		3,190,000	3,441,721	補助対象経費 (諸経費、活動費は補助対象外)		3,296,310

補助金名	福岡市立高等学校PTA連合会事業補助金
団 体 名	福岡市立高等学校PTA連合会
団体の概要	市立4高等学校PTAが組織する団体。 生徒の健全育成を目的とする。
会員数等 (概 数)	約3,600人
役員の構成	各学校のPTA会長及び校長 (会計及び会計監査は事務長)
令和8年度予算額 (令和7年度予算額)	100千円 (100千円)
対象事業	PTA研修大会等参加経費に対する補助
補助の内容	・九州地区高等学校PTA連合会大会参加 ・全国高等学校PTA連合会全国大会参加 ・福岡県公立高等学校PTA指導者研修会参加 ・福岡地区公立高等学校PTA連合会役員研修会参加 ・市立4校研修交流会参加
担 当 課	教育委員会人権・同和教育課

福岡市立高等学校PTA連合会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市立高等学校PTA連合会に対して補助を行うことにより、福岡市立高等学校PTA連合会の効果的な活動の推進を図り、福岡市立高等学校の生徒の健全育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助対象事業とは、福岡市立高等学校PTA連合会が実施する次の各号に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）をいう。

- (1) PTA活動に関する研修・学習事業
- (2) PTA活動に関する調査研究事業
- (3) PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報事業
- (4) 各種研究大会参加事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 報償費 | 事業実施に必要な指導者への謝礼等 |
| (2) 旅費 | 事業実施に必要な旅費等 |
| (3) 印刷消耗品費 | 事業実施に要する印刷消耗品費 |
| (4) 役務費 | 事業実施に要する通信運搬費、手数料及び保険料 |
| (5) 使用料及び賃借料 | 事業実施に要する会場・用具等借り上げ料 |
| (6) 負担金 | 事業実施に必要な参加者負担金等 |
| (7) 研修費 | 事業実施に必要な研修費 |
| (8) 会議費 | 事業実施に必要な会議費 |

(補助金の交付申請)

第4条 福岡市立高等学校PTA連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 団体規約・役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内で定める。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、第4条に規定する申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、事業補助金交付決定通知書を福岡市立高等学校PTA連合会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、福岡市立高等学校PTA連合会の請求に基づき、補助金を交付する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた福岡市立高等学校PTA連合会は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 補助事業の経過または成果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市立高等学校PTA連合会に通知するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた福岡市立高等学校PTA連合会が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の内容またはこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分または命令に違反したときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第11条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提供を求めることができる。

(規則との関係)

第12条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 11 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期 限)

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日まで有効とする。

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日まで有効とする。

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日まで有効とする。

福岡市立高等学校PTA連合会 令和8年度 事業計画(案)

1 重点目標

生徒の健全育成を図るため、市立4高校の保護者と教師の連携をより一層深めるとともに、研修会の開催等、実践活動に努める。

2 事業

(1) 役員会

期 日	内 容	開催場所
6月3日	予算・決算、会長選出等	福岡女子高等学校
7月予定	令和9年度予算に関する市教育委員会への要望	市教育委員会

(2) 大会参加・研修

期 日	内 容	開催場所
7月2～3日	九州地区高等学校PTA連合会大会	福岡国際会議場
8月20～21日	全国高等学校PTA連合会全国大会	大分県別府市 別府コンベンションセンター
10月30日	福岡県公立高等学校PTA指導者研修会	福岡市民ホール
11月	福岡地区公立高等学校PTA連合会 役員研修会	福岡リーセントホテル
未定	市立4校研修交流会	

福岡市立高等学校PTA連合会 令和8年度 予 算 書(案)

1 収入の部

(単位:円)

費 目	8年度 (A)	7年度 (B)	増減 (A)-(B)	備 考
繰 越 金	1,398	1,282	116	前年度からの繰越
市 補 助 金	100,000	100,000	0	福岡市
分 担 金	181,850	181,250	600	@50円 × 3,637 人
雑 収 入	1	1	0	預金利息
計	283,249	282,533	716	

※ 令和8年5月1日現在の生徒数

(分担金)

内 訳	福 翔	957 人	47,850 円
	博多工業	814 人	40,700 円
	福岡女子	919 人	45,950 円
	福岡西陵	947 人	47,350 円
	計	3,637 人	181,850 円

2 支出の部

(単位:円)

費 目	8年度 (A)	7年度 (B)	増減 (A)-(B)	備 考
印刷消耗品費	5,000	5,000	0	事務用品等
通 信 費	2,000	2,000	0	事務連絡用
会 議 費	25,000	25,000	0	役員会会議等
研 修 費	250,000	250,000	0	市立4校研修交流会 全P連大会派遣
予 備 費	1,249	533	716	
計	283,249	282,533	716	

福岡市立高等学校PTA連合会 令和7年度 事業報告書

1 重点目標

生徒の健全育成を図るため、市立4高校の父母と教師の連携をより一層深めるとともに、研修会の開催等、実践活動に努めた。

2 事業

(1) 役員会

期 日	内 容	開催場所	参加人員
6月3日	予算・決算、会長選出等	博多工業高等学校	10
7月25日	令和8年度予算に関する市教委への要望	市教育委員会	5

(2) 大会参加・研修

期 日	内 容	開催場所	参加人員
6月20日	九州地区高等学校PTA連合会大会	沖縄県	15
7月31日	福岡県公立高等学校PTA指導者研修会	福岡リーセントホテル	9
8月21～22日	全国高等学校PTA連合会全国大会	三重県	11
11月14日	市立4校研修交流会	博多工業高校 視聴覚室	28
11月18日	福岡地区公立高等学校PTA連合会 研修会	福岡リーセントホテル	10

福岡市立高等学校PTA連合会
令和7年度 決 算 書

1 収入の部

(単位:円)

費 目	予算額	決算額	差額	備 考
繰 越 金	1,282	1,282	0	前年度からの繰越
市 補 助 金	100,000	100,000	0	福岡市
分 担 金	181,250	181,250	0	@50円 × 3,625 人
雑 収 入	1	277	△ 276	預金利息
計	282,533	282,809	△ 276	

※ 令和7年5月1日現在の生徒数

(分担金)

内 訳	福 翔	955 人	47,750 円
	博多工業	821 人	41,050 円
	福岡女子	905 人	45,250 円
	福岡西陵	944 人	47,200 円
計		3,625 人	181,250 円

2 支出の部

(単位:円)

費 目	予算額	決算額	差額	備 考
印刷消耗品費	5,000	0	5,000	
通 信 費	2,000	0	2,000	
会 議 費	25,000	1,283	23,717	お茶代
研 修 費	250,000	280,128	△ 30,128	全P連大会参加研修等
予 備 費	533	0	533	
計	282,533	281,411	1,122	

3 収支決算額

(収入額) (支出額) (次年度繰越額)
282,809 - 281,411 = 1,398

補助金名	人権啓発地域推進事業補助金
団 体 名	人権啓発地域推進組織
団体の概要	同和問題など様々な人権問題の解決を目指し、「人権を尊重し、人の多様性を認め合う」まちづくりが推進されるよう、人権啓発・学習活動を行う、小学校区を単位とした住民組織。
会員数等 (概 数)	146組織
役員の構成	各校区の住民代表で構成
令和8年度予算額 (令和7年度予算額)	36,890千円 (36,890千円)
対象事業	・ 人権尊重に関する講演会、研修会、人権まつり、人権のつどい等校区の実態に応じた事業の実施 ・ 各組織で「人尊協だより」等を発行
補助の内容	1 組織につき25万円を上限とした金額 ただし複数校区からなる組織については7万円を追加
担当課	教育委員会人権・同和教育課

人権啓発地域推進事業補助金交付要綱

1 目的

様々な人権問題の解決を目指す学習・啓発活動を地域ぐるみで行う人権啓発地域推進組織に対する補助金交付に関して必要な事項を定める。

2 補助金の交付先等

- (1) 補助対象事業者は、小学校区または複数小学校区を単位とする「人権啓発地域推進組織」とする。なお、人権啓発地域推進組織とは、単位内の自治会・町内会及び校区単位の各種団体・機関等により構成され、各単位に一団体ずつ設置された組織をいう。
- (2) 学校の統廃合に伴い、新たな小学校区となった地域においては、旧小学校区を単位とすることができる。
- (3) 本補助金は公募制であり、交付対象者を本要綱に則り決定する。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、人権啓発地域推進事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、別表1に定めるところによる。

4 交付金額

1小学校区につき25万円（複数校区を単位とした組織については1小学校区増えるにつき7万円を追加した額）を上限とした金額とする。

5 交付要件

- (1) 本市人権教育・啓発基本計画の理念に則して運営がなされ、同和問題など様々な人権問題の解決を目指した、地域ぐるみの学習・啓発その他必要な事業を行うこと。
- (2) 規約、組織、事業計画等が整備され活動していること。

6 交付申請の手続き

人権啓発地域推進組織の長は、補助金交付申請書に必要な関係書類を添えて、区生涯学習推進課を経て人権・同和教育課に提出しなければならない。

（関係書類） 事業計画書・収支予算書、委員名簿、会則等

7 補助金の事業実績報告

人権啓発地域推進組織の長は、当該年度の事業が完了した後、速やかに事業実績報告書に必要な関係書類を添えて、区生涯学習推進課を経て人権・同和教育課に提出しなければならない。

（関係書類） 事業報告書・収支決算書、意見書等

8 暴力団の排除

- (1) 市長は、補助金の交付の申請をした者（第3項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金の交付をしないものとする。

① 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）

第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

② 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (2) 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

9 福岡市補助金交付規則

この要綱で定めるもののほかは、福岡市補助金交付規則の定めるところによる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成6年2月21日から施行する。

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日まで有効とする。

この要綱は、令和3年3月31日まで有効とする。

この要綱は、令和7年3月31日まで有効とする。

この要綱は、令和11年3月31日まで有効とする。

〔別表1〕

人権啓発地域推進事業補助対象経費

区分（科目）	内 容
会議・事務費	○会議や事務に要する経費 ・事務用品代 ・案内用等の郵便切手、はがき代 ・会議に要する茶菓子代 など
研修活動費	○人権啓発地域推進組織の役員・委員など指導者を対象とした研修に要する経費 ・講演会、研修会講師謝礼金 ・委員（指導者）研修講師謝礼金 ・研修会用の資料・材料代 ・大会（つどい、交流会）等参加旅費 ・人権教育研究大会等参加資料代 など
啓発・広報活動費	○広く校区民に啓発することを目的として行われる取組に要する経費 ・シンポジウム等謝金 ・看板、のぼり製作代 ・標語応募者記念品代 ・人尊協だより等作成代 ・イベントの際の機材、ビデオ等の借上代 など

事業計画書・収支予算書の一例

様式 2

令和8年度 事業計画書・収支予算書

(收入)

單位：円

科目	金額	説明
前年度繰越金	309	
市補助金	250,000	福岡市補助金
自治会助成金	100,000	
雑収入（預金利息）		
〃（その他）		
計	350,309	

(事業計画・支出)

単位：円

科目		事業計画		内訳			金額		
		事業名	実施予定時期	品名等	数量・ 人数等	金額			
補助対象経費	会議・事務費	総会（事業計画・収支予算等承認）		4/19	事務用品代		3,809	30,809	
		役員会		年4回	総会茶菓子代（40人）	1回分	18,000		
		事務局会議		随時	運営委員会茶菓子代（40人）	1回分	4,000		
		運営委員会		6月下旬	各部会茶菓子代（8人/回）	5回分	5,000		
		研修部会		随時					
		啓発部会		随時					
		広報部会		随時					
	研修活動費	主催事業	運営委員会研修会		6月下旬	研修用材料代	1回	4,000	85,500
			町別人権研修①		9月下旬	講師謝金①	1回	11,400	
			町別人権研修②		10月上旬	講師謝金②	1回	11,400	
			町別人権研修③		10月中旬	講師謝金③	1回	11,400	
			町別人権研修④		11月中旬	講師謝金④	1回	11,400	
			全体研修		2月中旬	講師謝金⑤	1回	30,900	
		主催事業以外	区人権セミナー参加		7月	参加旅費	1人	1,000	
			区人権を考えるつどい参加		10月	参加旅費	1人	1,000	
			人権を尊重する市民の集い参加		12月	参加旅費	1人	1,000	
			区人尊協交流会参加		1月	参加旅費	1人	1,000	
			区人権セミナー参加(第2回)		2月	参加旅費	1人	1,000	
	啓発・広報活動費	人権標語募集		10月	記念品（図書カード500円）	12枚	6,000	234,000	
		人権標語募集		10月	記念品（図書カード1000円）	3枚	3,000		
人尊協だより75号発行・全戸配布		9月	印刷代	4500枚	25,000				
人尊協だより76号発行・全戸配布		3月	印刷代	4500枚	105,000				
人権標語看板製作		2月	製作代	3枚	40,000				
人権カレンダー作成・小中学校・町内会		3月	製作代	500枚	55,000				
経対補助費対象外							0		
計							350,309		

事業報告書・収支決算書の一例

令和7年度 事業報告書・収支決算書

様式 8

単位：円

(収入)

科目	金額	説明
前年度繰越金	18,899	
市補助金	250,000	福岡市補助金
自治会助成金	100,000	
雑収入(預金利息)	233	
// (その他)		
計	369,132	

(事業報告・支出)

単位：円

科目	事業報告			内訳			金額
	事業名	実施日	人数	品名等	数量等	金額	
補助対象経費	会議・事務費	総会(事業報告・収支決算等承認)	4/19	44	印刷代・コピー代		3,232
		役員会	4/11 4/17 5/29 12/12		総会茶菓子代	1回分	14,054
		事務局会議	3回	25	運営委員会茶菓子代	1回分	5,400
		運営委員会	6/19	37	各部会茶菓子代	4回分	9,220
		研修部会	3回	22			
		啓発部会	3回	27			
		広報部会	4回	29			
	研修活動費	運営委員会研修会 生涯学習推進課人権教育推進員：井上潔氏 テーマ：『『人権を大切に作る地域』のために』	6/19	37	場所：多々良公民館	1回	0
		町別人権研修 ペシャワール会事務局：梶井孝文氏 テーマ：『アフガニスタンに命の水を』	9/25	38	講師謝金(場所：名子会館)	1回	20,600
		町別人権研修 ペシャワール会ワーカーOB：河本ていこ氏・PMS支援室：山下玄氏 テーマ：『アフガニスタンに命の水を』	10/16	45	講師謝金(場所：大橋会館)	1回	20,600
		町別人権研修 生涯学習推進課：井上潔氏 テーマ：『つながろう！多々良』DVD：『心をつなぐはじめの一步』	10/29	29	場所：土井集会所	1回	0
		町別人権研修 生涯学習推進課：井上潔氏 テーマ：『つながろう！多々良』DVD：『心をつなぐはじめの一步』	11/12	47	場所：多田羅会館	1回	0
		全体人権研修 人権ミニコンサート：Vocal unit"foo"氏 DVD：『アオギリにたくして』上映鑑賞	2/19	43	講師謝金(場所：多々良公民館)	1回	20,000
					全体研修：茶菓子代		5,940
		主催事業以外					
		人尊協全市交流会参加	10/31	1	参加旅費	1人	1,000
		人権を尊重する市民の集い参加	12/8	1	参加旅費	1人	1,000
		第2回東区人権セミナー参加	2/18	2	参加旅費	2人	2,000
	啓発・広報活動費	人権標語募集	10/1~11/30		記念品(図書カード500円)	12枚	6,000
					記念品(図書カード1000円)	2枚	2,000
		人権標語看板製作	2/17		製作代	2枚	33,000
		人権カレンダー作成・小中学校、町内会に配布	2/28		製作代	500枚	55,000
		人尊協だより73号発行・全戸配布	9/1		印刷代	4300部	23,429
		人尊協だより74号発行・全戸配布	3/25		印刷代	4300部	103,400
	小計	※小計が補助金を下回る場合は差額を返納(補助金のみで運営の場合は利息分も返納)					325,875
経対補助対象外	ブロック研修会反省会	11/12	15			12,948	42,948
	映画上映料	2/19	43			30,000	
計							368,823

収入金額 369,132 一支出金額

368,823 円 = 309 円(次年度繰越金)

令和8年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	交付決定額(円)
東 区	多々良校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	八田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	馬出校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	青葉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	城浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	名島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎下原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	若宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	美和台校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	和白東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	筥松校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	志賀公民館区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香住丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	千早西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	箱崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	千早校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西戸崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	和白校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三苦校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	松島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	奈多校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	舞松原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	やすらぎのまち香陵	250,000	250,000
博 多 区	千代校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大浜 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	吉塚校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東吉塚校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	住吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東光校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堅粕校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	那珂南校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	那珂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	美野島 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	席田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東住吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥生校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

令和8年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	交付決定額(円)
博多区	月隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	板付北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	冷泉地区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東月隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	心のかよう町 板付	250,000	250,000
	博多校区奈良屋 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三筑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	春住校区人権を学び考える会	250,000	250,000
	人権を尊ぶ御供所の会	250,000	250,000
中央区	春吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	警固校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	舞鶴 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	当仁校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	平尾校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大名 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	赤坂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	小笹校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	笹丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	簗子 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	草ヶ江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	福浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南当仁校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
南区	老司校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	鶴田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	野多目校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東若久校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	長住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西長住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	宮竹校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	塩原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	筑紫丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高木校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥永校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	若久校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大池校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥永西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三宅校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

令和8年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	交付決定額(円)
南区	長丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	日佐校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大楠校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西高宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	横手校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	柏原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玉川校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
城南区	城南校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堤丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	七隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堤地区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	片江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	金山校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	鳥飼校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	長尾校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南片江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	別府校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
早良区	入部校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	脇山校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	早良校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	内野・曲渕校区 人権尊重推進協議会	320,000	320,000
	飯倉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	野芥校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	賀茂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	飯原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	有田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	原西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田村校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	有住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高取校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	人を大切にする原北の会	250,000	250,000
	西新校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	室見校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

令和8年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	交付決定額(円)
早良区	小田部校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	飯倉中央校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	四箇田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	百道校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	百道浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
西区	下山門校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	城原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西陵校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	内浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	北崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	周船寺校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	姪浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	今津校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	愛宕校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	元岡校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	福重校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玄洋校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	今宿校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	壱岐校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	壱岐東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	いきみなみ 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玄界校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	愛宕浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	能古校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	石丸校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	金武校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	姪北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西都校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西都北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

令和7年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	確定額(円)
東 区	多々良校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	八田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	馬出校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	青葉校区 人権尊重推進協議会	250,000	223,946
	城浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	名島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎下原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	若宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	美和台校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	和白東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	筥松校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	志賀公民館区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香住丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	千早西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	箱崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	245,868
	千早校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西戸崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	和白校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三苦校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	松島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	奈多校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	舞松原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	やすらぎのまち香陵	250,000	250,000
博 多 区	千代校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大浜 人権尊重推進協議会	250,000	235,273
	吉塚校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東吉塚校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	住吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東光校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堅粕校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	那珂南校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	那珂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	美野島 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	席田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東住吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥生校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

令和7年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	確定額(円)
博多区	月隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	板付北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	冷泉地区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東月隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	心のかよう町 板付	250,000	250,000
	博多校区奈良屋 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三筑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	春住校区人権を学び考える会	250,000	250,000
	人権を尊ぶ御供所の会	250,000	198,550
中央区	春吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	警固校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	舞鶴 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	当仁校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	平尾校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大名 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	赤坂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	小笹校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	笹丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	簗子 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	草ヶ江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	福浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南当仁校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
南区	老司校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	鶴田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	野多目校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東若久校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	長住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西長住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	宮竹校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	塩原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	筑紫丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高木校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥永校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	若久校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大池校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥永西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三宅校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

令和7年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	確定額(円)
南区	長丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	日佐校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大楠校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西高宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	横手校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	柏原校区 人権尊重推進協議会	250,000	249,134
	玉川校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
城南区	城南校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堤丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	七隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堤地区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	片江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	金山校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	鳥飼校区 人権尊重推進協議会	250,000	214,163
	長尾校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南片江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	別府校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
早良区	入部校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	脇山校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	早良校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	内野・曲淵校区 人権尊重推進協議会	320,000	320,000
	飯倉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	野芥校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	賀茂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	飯原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	有田校区 人権尊重推進協議会	250,000	222,535
	原西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田村校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	有住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高取校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	人を大切にする原北の会	250,000	250,000
	西新校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	室見校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	原校区 人権尊重推進協議会	250,000	233,303

令和7年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	確定額(円)
早良区	小田部校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	飯倉中央校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	四箇田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	百道校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	百道浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	248,784
西区	下山門校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	城原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西陵校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	内浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	北崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	周船寺校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	姪浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	今津校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	愛宕校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	元岡校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	福重校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玄洋校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	今宿校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	壱岐校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	壱岐東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	いきみなみ 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玄界校区 人権尊重推進協議会	250,000	249,893
	愛宕浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	能古校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	石丸校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	金武校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	姪北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西都校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西都北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

人権啓発地域推進事業に係る補助金申請・報告関係書類

および活動状況について

1 補助金関係書類

・申請関係書類

○補助金交付申請書 ○事業計画書・収支予算書 ○収支計画書 ○会則

・報告関係書類

○事業実績報告書 ○事業報告書・収支決算書 ○意見書

2 活動状況 (R6 年度)

① 講演会、指導者研修、映画フォーラム等

【東】57回、2,845人 【博多】34回、1,389人 【中央】34回、1,519人 【南】63回、2,609人
【城南】33回、1,220人 【早良】91回、3,457人 【西】63回、1,833人
全市計 375回 14,872人

② 地域別研修

【東】4回、138人 【博多】1回、86人 【中央】無し 【南】7回、149人
【城南】44回、1,014人 【早良】23回、506人 【西】51回、1,417人
全市計 130回 3,310人

③ 人権のつどい等集会

【東】3回、295人 【博多】7回、340人 【中央】9回、722人 【南】3回、550人
【城南】4回、694人 【早良】15回、2,456人 【西】11回、2,918人
全市計 52回 7,975人

④ 人権学習参観、外部研修会参加

【東】105回、322人 【博多】98回、372人 【中央】69回、221人 【南】174回、733人
【城南】61回、171人 【早良】145回、488人 【西】111回、302人
全市計 763回 2,609人

⑤ 広報活動（人尊協だより等、2回以上発行／組織数－未発行）

【東】11/26-2 【博多】2/22 【中央】5/14 【南】17/25
【城南】8/11 【早良】19/24 【西】7/24-2
全市計 69/146-4 約48.5%

※その他、標語・ポスター等の募集、人権カレンダーの製作、啓発看板・のぼり等の設置、街頭キャンペーン等、地域の実情にあわせた活動が行われている。